

議案第47号

令和5年度新座市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度新座市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年5月31日提出

新座市長 並 木 傑

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	新堀歩道橋撤去工事等業務委託事業	千円 176,000

第2表 債務負担行為補正

変更

事項	変更前		変更後	
	期間	限度額	期間	限度額
新堀歩道橋撤去工事等業務委託事業	令和6年度	千円 280,000	令和6年度	千円 345,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 額	
		期 間	金 額
新堀歩道橋撤去工事等業務委託事業	千円 345,000		千円

当 の 該 支 出 予 定 降 額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	345,000	140,225	170,700		34,075